

# 田辺三菱製薬企業年金基金規約

## 目 次

第1章	総 則
第2章	代議員及び代議員会
第3章	役員及び職員
第4章	加 入 者
第5章	基準給与、仮想個人勘定残高及び標準給与
第6章	給 付
第1節	通 則
第2節	老齢給付金
第3節	脱退一時金
第4節	遺族給付金
第7章	掛 金
第8章	積立金の積立て
第9章	積立金の運用
第10章	年金通算
第1節	脱退一時金相当額の移換
第2節	給付の支給に関する権利義務の移転及び承継
第11章	解散及び清算
第12章	雑 則

附 則

別 表

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この企業年金基金（以下「基金」という。）は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、基金の加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）の老齢、脱退又は死亡についてこの規約の内容に基づく給付を行い、もって加入者等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 基金の名称は、田辺三菱製薬企業年金基金とする。

### (事務所)

第3条 基金の事務所は、次の場所に置く。

大阪府大阪市中央区平野町二丁目6番6号

### (実施事業所の名称及び所在地)

第4条 この規約に基づいて確定給付企業年金を実施する法第2条第2項に規定する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の名称及び所在地は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	所 在 地
田辺三菱製薬株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番18号
田辺三菱製薬工場株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番18号
MPロジスティクス株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番18号
株式会社ベネシス	大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番18号

### (公告の方法)

第5条 基金において公告しなければならない事項は、基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第8条、第9条、第54条、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。

## 第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第6条 基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(代議員の定数)

第7条 基金の代議員の定数は、24人とし、その半数は、実施事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

(代議員の任期)

第8条 代議員の任期は2年とする。ただし、補欠の代議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区)

第9条 加入者において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の選挙区は、全事業所を通じて1選挙区とする。

(互選代議員の選挙期日)

第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。ただし、その期間のうちに選挙を行えないことにつきやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日以後、20日以内に、選挙を行う。

2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙は、当該欠員が生じた日の後20日以内に行う。

3 理事長は、前2項の規定による選挙の期日を、少なくとも15日前までに、公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙の方法)

第11条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

(当選人)

- 第12条 選挙の結果、得票数の多い者から順次に数えて当該選挙により選挙すべき互選代議員の数に相当する数の者を当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。
- 2 前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、前項の規定にかかわらず、互選代議員候補者をもって当選人とする。
  - 3 理事長は、当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。
  - 4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

- 第13条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

- 第14条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による新たな選定代議員の選定は、互選代議員の選挙の日に行う。
- 2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに、補欠の選定代議員を選定しなければならない。
  - 3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。
  - 4 理事長は、前項の通知があったときは、直ちに、その内容を公告しなければならない。
  - 5 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(通常代議員会)

- 第15条 通常代議員会は、毎事業年度2回、7月及び2月に招集する。

(臨時代議員会)

- 第16条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時に代議員会を招集することができる。
- 2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第17条 理事長は、代議員会を招集するときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(定足数)

第18条 代議員会は、代議員の定数（第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(代議員会の議事等)

第19条 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもって充てる。

2 代議員会の議事は、法、令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 規約の変更（確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第15条各号に規定する事項の変更を除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

4 代議員会においては、第17条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第20条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第21条 代議員は、第17条の規定によりあらかじめ通知した事項について、代理人をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。

2 代理人には、選定代議員にあっては代議員会に出席する他の選定代議員でなければならないことができず、互選代議員にあっては代議員会に出席する他の互選代議員でなければならないことができない。

3 第1項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

4 代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を代議員会に提出しなければならない。

(代議員会の議決事項等)

第22条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員解任
- (3) 毎事業年度の予算
- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算
- (5) 互選代議員及び役員選挙執行規程並びに運用管理規程の策定及び変更
- (6) 借入金の借入れ
- (7) その他基金の業務に関し重要な事項

2 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

3 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において緊急を要すると認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で緊急に行う必要があるものを処分することができる。

4 理事長は、前項の規定による処分については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(会議録)

第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数
- (3) 出席した代議員の氏名、及び第21条の規定により代理人をもって議決権又は選挙権を行使した代議員の氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議決した事項及び可否の数
- (6) その他会議における重要な事項

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。

3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けておかななければならない。

4 加入者等は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

### 第3章 役員及び職員

(役員)

第25条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

第26条 理事の定数は、10人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

- 2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
- 3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 理事のうち1人を給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。
- 6 監事は、理事又は基金の職員を兼ねることができない。

(役員任期)

第27条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が終了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第28条 役員が次の各号の一に該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 理事にあつては、第37条の規定に違反したとき。

(役員選挙執行規程)

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事

項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第30条 基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第12条第4項の規定による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

3 理事会に出席することができない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第34条 理事会の会議録については、第23条第1項から第3項までの規定を準用する。

(役員職務)

第35条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がそ

の職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。
- 3 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 5 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第23条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事2名がこの基金を代表する。
- 6 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第36条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第37条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職員)

第38条 基金の職員は、理事長が任免する。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 加入者

(加入者)

第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等（法第2条第3項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）のうち、実施事業所ごとに次の表に掲げる者（以下「社員」という。）であって、社員となったとき又は毎年3月末日において加入者となることを希望したものとする。

実施事業所	社員
田辺三菱製薬株式会社	就業規則第2条第2項に定める社員
田辺三菱製薬工場株式会社	就業規則第2条第2項に定める社員
MPロジスティクス株式会社	就業規則第2条第2項に定める社員
株式会社ベネシス	就業規則第2条第2項に定める社員

2 前項の表中に掲げる就業規則とは、平成21年4月1日現在において効力を有する実施事業所ごとの就業規則をいう（以下同じ。）。

(資格取得日)

第40条 社員は、加入者となることを希望した日後最初に到来する4月1日に、加入者の資格を取得する。

(資格喪失日)

第41条 加入者は、次の各号のいずれかの日に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡した日
- (2) 実施事業所に使用されなくなった日
- (3) 社員でなくなった日
- (4) その使用される事業所が、実施事業所でなくなった日
- (5) 被用者年金被保険者等でなくなった日
- (6) 60歳の誕生日の属する月の末日

(加入者期間)

第42条 加入者期間を計算する場合には、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月までをこれに算入する。

2 加入者の資格を喪失した後に、再びこの基金の加入者の資格を取得した者（以下「再加入者」という。）については、次に掲げる者を除き、前後の加入者期間を合算する。

- (1) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の全部が支給された者
- (2) 再加入者となる前の加入者期間に係る老齢給付金の全部が支給された者

- (3) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の額に相当する額（以下「脱退一時金相当額」という。）が第90条から第93条までのいずれかの規定に基づき移換された者
- (4) 第111条の規定に基づき再加入者となる前の加入者期間に係る給付の権利義務移転等が行われた者

## 第5章 基準給与、仮想個人勘定残高及び標準給与

### (基準給与)

第43条 給付の額の算定の基礎となる給与（以下「基準給与」という。）は、実施事業所ごとに次の表に掲げる基準ポイント（以下「基準ポイント」という。）にポイント単価及び12分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）とする。

実施事業所	基準ポイント
田辺三菱製薬株式会社	キャッシュバランス年金規則第4条に定める基準ポイント
田辺三菱製薬工場株式会社	キャッシュバランス年金規則第4条に定める基準ポイント
MPロジスティクス株式会社	キャッシュバランス年金規則第4条に定める基準ポイント
株式会社ベネシス	キャッシュバランス年金規則第4条に定める基準ポイント

- 2 前項の表中に掲げるキャッシュバランス年金規則とは、平成21年4月1日現在において効力を有する実施事業所ごとのキャッシュバランス年金規則をいう。
- 3 ポイント単価は、1万円とする（第45条において同じ。）。

### (仮想個人勘定残高)

第44条 次の各号に定める期間に応じて当該各号に定めるところにより算定される額の累計を合算した額を仮想個人勘定残高とする。

(1) 加入者期間の各月

持分付与額及び利息相当額

(2) 第64条第1項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げる場合であって、第62条の支給要件に該当した日の属する月の翌月から繰下げが終了する日の属する月までの各月

利息相当額

- 2 前項第1号の持分付与額は、毎月末日現在の基準給与の額とする。
- 3 第1項各号の利息相当額は、毎月末日において計算される次の各号の合計額とする。
  - (1) 前事業年度末の仮想個人勘定残高に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額
  - (2) 当事業年度の各月に係る持分付与額（利息付与額を計算する月に付与された持分付与額を除く。）に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額

- 4 前項の再評価率は、毎年、その年の前5年間に発行された国債（期間10年のものに限る。）の応募者利回りの平均値（0.1%単位とし、0.1%未満の端数は、これを切り上げる。）に0.5%を加算した率に改定し、その年の4月から1年間適用する。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に定める期間に係る再評価率が、5.5%を上回る場合にあっては5.5%とし、1.0%を下回る場合にあっては1.0%とする。
- 6 第4項の規定にかかわらず、第1項第2号に定める期間に係る再評価率が、5.5%を上回る場合にあっては5.5%とし、0.5%を下回る場合にあっては0.5%とする。
- 7 この条で定める利息相当額の計算において1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

（標準給与）

第45条 掛金の額の算定の基礎となる給与（以下「標準給与」という。）は、毎月末日現在の基準ポイントにポイント単価及び12分の1を乗じて得た額とする。

## 第6章 給付

### 第1節 通則

(給付の種類)

第46条 基金は、次に掲げる給付を行う。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

(裁定)

第47条 給付を受ける権利(以下「受給権」という。)は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、基金が裁定する。

- 2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。
- 3 第1項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、生年月日に関する市町村長(特別区及び指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類(以下この条において「基本添付書類」という。)を添付して、基金に提出することによって行う。
- 4 遺族給付金の請求に当たっては、前項の請求書に第67条各号に掲げる者(以下「給付対象者」という。)の氏名、性別及び生年月日を記載し、かつ、基本添付書類及び次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する。

(1) 第68条第1項第1号及び第2号に掲げる者

死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類

(2) 第68条第1項第3号に掲げる者

前号に掲げる書類及び請求者が死亡した給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

(第1標準年金額、第2標準年金額及び第3標準年金額)

第48条 第1標準年金額、第2標準年金額及び第3標準年金額は、財政再計算基準日(第76条第1項に定める財政再計算を行う基準日をいう。以下同じ。)を含む事業年度の翌々事業年度の4月1日毎に計算するものとし、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第1標準年金額

年金給付の支給を開始するとき（以下「年金支給開始時」という。）の仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額を、16.0434（指標利率1.3%による18年確定年金現価率とする。ただし、規則第43条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める率（以下「下限予定利率」という。）が1.3%を上回った場合は、下限予定利率を指標利率として、別表第1に定める18年確定年金現価率とする。）で除して得た額

(2) 第2標準年金額

年金支給開始時の仮想個人勘定残高に0.25を乗じて得た額を、年金給付の支給期間（第58条第2号により受給権者が選択した支給期間をいう。）に応じて別表第1に定める年金現価率（指標利率は1.3%とする。ただし、下限予定利率が1.3%を上回った場合の指標利率は、下限予定利率とする。）で除して得た額

(3) 第3標準年金額

年金支給開始時の仮想個人勘定残高に0.25を乗じて得た額を、年金給付の支給期間（第58条第3号により受給権者が選択した支給期間をいう。）に応じて別表第1に定める年金現価率（指標利率は1.3%とする。ただし、下限予定利率が1.3%を上回った場合の指標利率は、下限予定利率とする。）で除して得た額

(端数処理)

第49条 給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）の額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げ、年金給付の1回あたりの支払額（第51条第1項に定める支払日ごとに支払う額をいう。）に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

2 給付のうち一時金として支給されるもの（以下「一時金給付」という。）の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

3 前2項の端数処理は、第58条に掲げる第1年金、第2年金及び第3年金、第63条に掲げる第1脱退一時金、第2脱退一時金及び第3脱退一時金並びに第69条に掲げる第1遺族一時金、第2遺族一時金及び第3遺族一時金ごとに行う。

(支給期間)

第50条 年金給付は、18年保証終身年金、18年確定年金、15年確定年金又は10年確定年金とし、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、加入者が、加入者の資格を喪失することなく老齢給付金の支給要件を満たした場合には、当該老齢給付金の支給は、加入者の資格を喪失した日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

- 第51条 年金給付の支払日は、年6回2月、4月、6月、8月、10月及び12月の各1日（当該支払日が金融機関の休業日である場合には翌営業日とする。）とし、それぞれの支払日にその前月分までをまとめて支払う。
- 2 一時金給付は、裁定の請求の終了した後1月以内に支払う。
  - 3 前2項の給付の支払は、加入者、加入者であった者又はその遺族があらかじめ指定した金融機関の口座に、基金から振り込むことにより行う。

(給付の制限)

- 第52条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者には、遺族給付金を支給しない。給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。
- 2 受給権者が、正当な理由がなくて法第98条の規定による書類その他の物件の提出の求めに応じないときは、給付の全部又は一部を行わない。
  - 3 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなったときは、給付の全部又は一部を行わない。
    - (1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。
    - (2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
    - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱した事又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。
  - 4 加入者であった者が実施事業所に使用されなくなった後に前項各号のいずれかに該当していたことが明らかとなったときは、給付の全部又は一部を行わない。

(未支給の給付)

- 第53条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったもの（以下この条において「未支給給付」という。）があるときは、その者に係る第68条第1項各号に掲げる者は、自己の名で、その未支給給付の支給を請求することができる。
- 2 未支給給付を受けるべき者の順位は、第68条第1項各号の順位とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。
  - 3 第1項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、その者に係る第68条第1項各号に掲げる者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

4 第1項の規定による未支給給付の支給の請求は、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、基金に提出することによって行う。この場合において、請求者が前項の規定に該当する者であるときは、併せて、第47条第4項の例により、給付の裁定の請求書を基金に提出しなければならない。

(1) 第68条第1項第1号及び第2号に掲げる者

死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類

(2) 第68条第1項第3号に掲げる者

前号に掲げる書類及び請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

5 未支給給付を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、その1人のした未支給給付の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした未支給給付の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)

第54条 受給権の消滅時効については、民法（明治29年法律第89号）の規定を適用する。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第55条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

(給付に関する通知等)

第56条 基金は、第47条第1項の規定による受給権の裁定その他給付に関する処分をしたときは、速やかに、その内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。

## 第2節 老齢給付金

### (支給要件)

第57条 加入者期間が20年以上である加入者又は加入者であった者が、60歳に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。

### (老齢給付金の支給期間)

第58条 老齢給付金は、第1年金、第2年金及び第3年金として支給するものとし、第1年金、第2年金及び第3年金それぞれの支給期間は、次の各号に定めるとおりとする。

#### (1) 第1年金

終身

#### (2) 第2年金

受給権者が第47条第1項の裁定の請求を行なうときに選択した、次のいずれかの支給期間

イ 18年

ロ 15年

ハ 10年

#### (3) 第3年金

受給権者が第47条第1項の裁定の請求を行なうときに選択した、次のいずれかの支給期間

イ 18年

ロ 15年

ハ 10年

### (年金額)

第59条 老齢給付金の額は、第1年金、第2年金及び第3年金それぞれの額を合算した額とする。ただし、老齢給付金の支給開始後、第2年金の支給期間を経過したときは、第2年金の額を控除した額とし、第3年金の支給期間を経過したときは、第3年金の額を控除した額とする。

2 第1年金、第2年金及び第3年金それぞれの額は、次の各号に定める額とする。

#### (1) 第1年金

第1標準年金額に、年金支給開始時の仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額を老齢給付金の支給を開始する月に適用される指標利率に応じて別表第1に定める支給期間18年の年金現価率で除して得た額が第1標準年金額を上回る額を加算した額

(2) 第2年金

第2標準年金額に、年金支給開始時の仮想個人勘定残高に0.25を乗じて得た額を第2年金の支給期間及び老齢給付金の支給を開始する月に適用される指標利率に応じて別表第1に定める年金現価率で除して得た額が第2標準年金額を上回る額を加算した額

(3) 第3年金

第3標準年金額に、年金支給開始時の仮想個人勘定残高に0.25を乗じて得た額を第3年金の支給期間及び老齢給付金の支給を開始する月に適用される指標利率に応じて別表第1に定める年金現価率で除して得た額が第3標準年金額を上回る額を加算した額

3 前項の規定にかかわらず、第1年金、第2年金及び第3年金それぞれの額は、財政再計算基準日を含む事業年度の翌々事業年度の4月1日に改定するものとし、改定後の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 第1年金

第1標準年金額に、年金支給開始時の仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額を改定時に適用される指標利率に応じて別表第1に定める支給期間18年の年金現価率で除して得た額が第1標準年金額を上回る額を加算した額

(2) 第2年金

第2標準年金額に、年金支給開始時の仮想個人勘定残高に0.25を乗じて得た額を第2年金の支給期間及び改定時に適用される指標利率に応じて別表第1に定める年金現価率で除して得た額が第2標準年金額を上回る額を加算した額

(3) 第3年金

第3標準年金額に、年金支給開始時の仮想個人勘定残高に0.25を乗じて得た額を第3年金の支給期間及び改定時に適用される指標利率に応じて別表第1に定める年金現価率で除して得た額が第3標準年金額を上回る額を加算した額

4 前2項の指標利率は、財政再計算基準日を含む事業年度の翌々事業年度の4月1日ごとに改定するものとし、財政再計算基準日の属する年の前年12月末日前5年間に発行された国債（期間10年のものに限る。）の応募者利回りの平均値（0.1%単位とし、0.1%未満の端数は、これを切り上げる。）に0.5%を加算した率とする。ただし、当該率が5.5%を上回る場合にあっては5.5%とし、下限予定利率を下回る場合にあっては下限予定利率とする。

(一時金として支給する老齢給付金)

第60条 老齢給付金の受給権者は、受給権の裁定を請求するとき、又は老齢給付金の支給を開始してから5年を経過した日以後18年間を経過する日までの間、老齢給付金を一時金として支給することを請求することができる。ただし、次の各号に掲げる事由に

該当した場合にあっては、老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する日までの間においても、当該請求をすることができる。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること。
- (3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。
- (4) その他前3号に準ずる事情

2 老齢給付金の受給権者が、前項ただし書の規定に基づき、老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する前に老齢給付金を一時金として支給することを請求する場合にあっては、前項各号の特別な事情があることを明らかにすることができる書類を基金に提出しなければならない。

3 老齢給付金の受給権者は、第1年金、第2年金又は第3年金ごと（既に一時金として支給することを請求した第1年金、第2年金又は第3年金を除く。）に、第1項の請求をすることができる。この場合において、第1年金について当該請求するときは、一時金の支給を請求する部分の割合として、次のいずれかの割合（既に第1年金の50%について一時金として支給を受けている場合、又は第64条第2項後段の規定により第1脱退一時金の50%について支給を受けている場合にあっては、100%に限る。）を選択することができる。

- (1) 100%
- (2) 50%

4 一時金として支給する第1年金、第2年金及び第3年金それぞれの額は、次の各号の場合に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 老齢給付金の裁定を請求するときに、一時金として支給することを請求したとき。

イ 第1年金

当該請求したときの仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額に、前項後段により選択した割合を乗じて得た額

ロ 第2年金

当該請求したときの仮想個人勘定残高に0.25を乗じて得た額

ハ 第3年金

当該請求したときの仮想個人勘定残高に0.25を乗じて得た額

(2) 老齢給付金の支給開始後に、一時金として支給することを請求したとき。

イ 第1年金

第1標準年金額に、第1標準年金額の算出に用いた指標利率及び残余支給期間（18年から既に年金として支給を受けた年月数を控除した期間をいう。）に応じて別表第2に定める年金現価率を乗じて得た額に、前項後段により選択し

た割合（既に第1年金の50%について一時金として支給を受けている場合にあっては50%とする。）を乗じて得た額

ロ 第2年金

第2標準年金額に、第2標準年金額の算出に用いた指標利率及び残余支給期間（第2年金の支給期間から既に年金として支給を受けた年月数を控除した期間をいう。）に応じて別表第2に定める年金現価率を乗じて得た額

ハ 第3年金

第3標準年金額に、第3標準年金額の算出に用いた指標利率及び残余支給期間（第3年金の支給期間から既に年金として支給を受けた年月数を控除した期間をいう。）に応じて別表第2に定める年金現価率を乗じて得た額

- 5 第1年金、第2年金又は第3年金のいずれかについて一時金として支給する老齢給付金の支給を受けた者に係る翌月以降に年金として支給する老齢給付金の額は、当該支給を受けた第1年金、第2年金又は第3年金の額を控除した額とする。ただし、第1年金の50%について一時金の支給を受けた者に係る第1年金の額は、前条第2項第1号又は第3項第1号に定める額から50%に相当する額を控除した額とする。

（失権）

第61条 老齢給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき。
- (2) 老齢給付金のうち第1年金の全部を一時金として支給された者について、第2年金又は第3年金の支給期間のうちいずれか長い支給期間が終了したとき。
- (3) 老齢給付金のうち第1年金及び第2年金の全部を一時金として支給された者について、第3年金の支給期間が終了したとき。
- (4) 老齢給付金のうち第1年金及び第3年金の全部を一時金として支給された者について、第2年金の支給期間が終了したとき。
- (5) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき。

### 第3節 脱退一時金

(支給要件及び支給の方法)

第62条 加入者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者に脱退一時金を一時金として支給する。

- (1) 加入者期間が20年未満（60歳に達したときに加入者である者にあつては、そのときにおける加入者期間が20年未満）で、加入者の資格を喪失したとき（死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。）。
- (2) 60歳未満、かつ、加入者期間が20年以上で、加入者の資格を喪失したとき。

(一時金額)

第63条 脱退一時金は、第1脱退一時金、第2脱退一時金及び第3脱退一時金として支給するものとし、第1脱退一時金、第2脱退一時金及び第3脱退一時金それぞれの額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第1脱退一時金

加入者の資格を喪失したときの仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額

(2) 第2脱退一時金

加入者の資格を喪失したときの仮想個人勘定残高に0.25を乗じて得た額

(3) 第3脱退一時金

加入者の資格を喪失したときの仮想個人勘定残高に0.25を乗じて得た額

(支給の繰下げ)

第64条 第62条第2号に定める脱退一時金の受給権者（第41条第4号に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。）は、60歳に達するまで当該脱退一時金の支給を繰り下げることができる。

2 前項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者は、いつでも、第1脱退一時金、第2脱退一時金又は第3脱退一時金ごと（既に支給を申し出た第1脱退一時金、第2脱退一時金又は第3脱退一時金を除く。）に、その支給を申し出ることができる。この場合において、第1脱退一時金については、支給を申し出る部分の割合として、次の各号のいずれかの割合（既に50%を選択して支給を受けている場合にあつては、100%に限る。）を選択して、その支給を申し出ることができる。

(1) 100%

(2) 50%

3 前項に該当する場合の第1脱退一時金、第2脱退一時金及び第3脱退一時金それぞれの額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第1脱退一時金

支給を申し出たときの仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額に、前項後段により選択した割合（既に50%を選択して支給を受けている場合にあっては、50%とする。）を乗じて得た額

(2) 第2脱退一時金

支給を申し出たときの仮想個人勘定残高に0.25を乗じて得た額

(3) 第3脱退一時金

支給を申し出たときの仮想個人勘定残高に0.25を乗じて得た額

(支給の効果)

第65条 第1脱退一時金の全部又は一部が支給された者に係る第1年金の額は、第59条（一時金として支給する第1年金にあっては第60条。この項において同じ。）の規定にかかわらず、第59条に定める額に100%から第1脱退一時金のうち支給を受けた部分の割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

2 第2脱退一時金の全部が支給された者に係る第2年金の額は、第59条の規定にかかわらず、零とする。

3 第3脱退一時金の全部が支給された者に係る第3年金の額は、第59条の規定にかかわらず、零とする。

(失権)

第66条 脱退一時金の受給権は、次のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

(1) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき。

(2) 脱退一時金の受給権者（第62条第2号に該当したことにより脱退一時金の受給権者になった者に限る。）が老齢給付金の受給権者となったとき。

(3) 再加入者となる前に脱退一時金の受給権者となった者について、当該再加入者に係る前後の加入者期間を合算したとき。

#### 第4節 遺族給付金

(支給要件及び支給の方法)

第67条 次の各号に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

- (1) 加入者
- (2) 脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者
- (3) 老齢給付金の支給を受けている者

(遺族の範囲及び順位)

第68条 遺族給付金を受けることができる遺族は、給付対象者に係る次に掲げる者とする。この場合において、遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順位とし、第2号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- (2) 子（給付対象者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、当該子を含む。）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者のほか、給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

2 遺族給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした遺族給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(一時金額)

第69条 遺族給付金は、第1遺族一時金、第2遺族一時金及び第3遺族一時金として支給する。

2 第67条第1号に掲げる者が死亡したときの第1遺族一時金、第2遺族一時金及び第3遺族一時金それぞれの額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第1遺族一時金

第67条第1号に掲げる者が死亡したときの仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額

- (2) 第2遺族一時金

第67条第1号に掲げる者が死亡したときの仮想個人勘定残高に0.25を乗じて得た額

(3) 第3遺族一時金

第67条第1号に掲げる者が死亡したときの仮想個人勘定残高に0.25を乗じて得た額

3 第67条第2号に掲げる者が死亡したときの第1遺族一時金、第2遺族一時金及び第3遺族一時金それぞれの額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第1遺族一時金

第67条第2号に掲げる者が死亡したときの仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額。ただし、同号に掲げる者が第1脱退一時金の全部又は一部の支給を受けている場合にあつては、当該額に100%から第1脱退一時金として支給を受けた部分の割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(2) 第2遺族一時金

第67条第2号に掲げる者が死亡したときの仮想個人勘定残高に0.25を乗じて得た額。ただし、同号に掲げる者が第2脱退一時金の支給を受けている場合にあつては、零とする。

(3) 第3遺族一時金

第67条第2号に掲げる者が死亡したときの仮想個人勘定残高に0.25を乗じて得た額。ただし、同号に掲げる者が第3脱退一時金の支給を受けている場合にあつては、零とする。

4 第67条第3号に掲げる者が死亡したときの第1遺族一時金、第2遺族一時金及び第3遺族一時金それぞれの額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第1遺族一時金

第1標準年金額に、第1標準年金額の算出に用いた指標利率及び残余支給期間(18年から第67条第3号に掲げる者が年金として支給を受けた年月数を控除した期間をいう。)に応じて別表第2に定める年金現価率を乗じて得た額。ただし、一時金として支給する第1年金の全部若しくは一部の支給を受けている場合又は第1脱退一時金の全部若しくは一部の支給を受けている場合にあつては、当該額に100%から一時金として支給を受けた第1年金の割合又は第1脱退一時金の支給を受けた割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(2) 第2遺族一時金

第2標準年金額に、第2標準年金額の算出に用いた指標利率及び残余支給期間(第2年金の支給期間から第67条第3号に掲げる者が年金として支給を受けた年月数を控除した期間をいう。)に応じて別表第2に定める年金現価率を乗じて得た額。ただし、一時金として支給する第2年金の支給を受けている場合又は第2脱退一時金の支給を受けている場合にあつては、零とする。

(3) 第3遺族一時金

第3標準年金額に、第3標準年金額の算出に用いた指標利率及び残余支給期間(第

3年金の支給期間から第67条第3号に掲げる者が年金として支給を受けた年月数を控除した期間をいう。) に応じて別表第2に定める年金現価率を乗じて得た額。ただし、一時金として支給する第3年金の支給を受けている場合又は第3脱退一時金の支給を受けている場合にあつては、零とする。

## 第7章 掛 金

### (掛金)

第70条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき掛金を拠出する。

### (標準掛金)

第71条 掛金のうち標準掛金の額は、実施事業所ごとに、毎月末日現在における加入者の標準給与の合計額に963%を乗じて得た額とする。

### (特別掛金)

第72条 掛金のうち特別掛金の額は、過去勤務債務の額を平成21年4月から3年で償却するための額として、実施事業所ごとに、毎月末日現在における加入者の標準給与の合計額に2,623%を乗じて得た額とする。

### (事務費掛金)

第73条 基金の業務の執行に要する費用に充てるための事務費掛金は、8,300,000円(月額)とする。

### (掛金の負担割合)

第74条 事業主は、掛金の全額を負担する。

### (掛金の納付)

第75条 事業主は、各月の掛金を翌月の末日までに基金に納付するものとする。

2 実施事業所ごとに納付する掛金の額に、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

### (財政再計算)

第76条 基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、少なくとも5年ごとに、掛金の額を再計算した結果に基づく掛金を適用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他規則第50条に定める場合は、掛金の額を再計算する。

### (積立金の額の評価)

第77条 基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価で評価するものとする。

## 第8章 積立金の積立て

### (継続基準の財政検証)

第78条 基金は、毎事業年度の決算において、前条の規定により評価した積立金の額が、責任準備金の額（法第60条第2項に規定する責任準備金の額をいう。以下同じ。）から許容繰越不足金の額を控除した額を下回る場合には、当該事業年度の末日を計算基準日として掛金の額を再計算する。

- 2 前項の許容繰越不足金の額は、責任準備金の額に100分の15を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定による再計算の結果に基づく掛金の額は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の初日までに適用する。

### (非継続基準の財政検証)

第79条 基金は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条第2号の規定に基づき必要な額を翌々事業年度から特例掛金として拠出する。

- 2 前項の最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）までの加入者期間に係る給付（以下「最低保全給付」という。）の現価の合計額とする。
- 3 前項の現価を算定するに当たっては、直前の財政計算の基準日前5年間における再評価率及び指標利率の実績値の平均値を計算の基礎として用いる。
- 4 第2項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 基準日において、年金給付の支給を受けている者

当該年金給付

(2) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者（加入者及び第62条第2号に係る脱退一時金の全部の支給を受けた者を除く。）

その者が60歳に達したときに年金として支給される老齢給付金（第2年金及び第3年金に係る支給期間は18年とする。以下この条において同じ。）

(3) 基準日において加入者である者であって、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる老齢給付金の額に、当該加入者の基準日時点の年齢に応じ $1 / (1 + \text{再評価率})^{60 - \text{基準日時点の年齢}}$ を乗じて得た額

(4) 基準日において加入者である者のうち、前号に定める者以外の者

基準日の翌日に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる脱退一時金の額に、当該加入者の基準日時点の年齢に応じ  $1/(1+\text{再評価率})^{60-\text{基準日時点の年齢}}$  を乗じて得た額

5 給付の額の増額（以下「給付改善」という。）を行う場合にあつては、最低保全給付の額は、当該給付改善により増加する給付の額に、当該給付改善に係る規約が効力を有することとなる日から当該事業年度の末日までの年数（その期間に1年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）を5から減じた数（当該数が零未満となる場合にあつては、零とする。）を5で除して得た数を乗じて得た額を、第4項第3号及び第4号の規定に基づき計算した額から控除する。

（臨時掛金）

第80条 事業年度中において積立金の額が零となることが見込まれる場合にあつては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な額を掛金として拠出するものとする。

2 前項の掛金は、全額事業主が負担する。

## 第9章 積立金の運用

### (基金資産運用契約)

第81条 基金は、法第66条第1項の規定に基づき、次に掲げる契約を締結する。

- (1) 信託会社又は信託業務を営む金融機関を相手方とする信託の契約
- (2) 生命保険会社を相手方とする生命保険の契約
- (3) 金融商品取引業者を相手方とする投資一任契約

2 基金は、前項第3号の投資一任契約を締結する場合においては、法第66条第2項の規定に基づき、信託会社又は信託業務を営む金融機関と運用方法を特定する信託の契約を締結しなければならない。

3 第1項第1号の信託の契約の内容は、令第40条第1項及び規則第71条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 基金に支払うべき支払金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。
- (2) 信託金と支払金は相殺しないものであること。

4 第1項第2号の生命保険の契約の内容は、令第41条並びに規則第72条及び第73条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 基金に支払うべき保険金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。
- (2) 保険料と保険金は相殺しないものであること。

5 第1項第3号の投資一任契約の内容は、令第41条に規定するものでなければならない。

6 第2項の信託の契約の内容は、令第40条第2項に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

### (運用管理規程)

第82条 前条第1項各号の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

- (1) 基金資産運用契約の相手方の名称
- (2) 信託金又は保険料の払込の割合
- (3) 支払金又は保険金の負担の割合
- (4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う基金資産運用機関
- (5) 資産の額の変更の手続き
- (6) 第4項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの

2 運用管理規程は、代議員会の議決を経て策定する。また、前項第1号及び第6号に規

定する事項を変更する場合においても同様とする。

- 3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

#### (積立金の運用)

第83条 基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

#### (運用の基本方針及び運用指針)

第84条 基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他規則第83条第1項各号に掲げる事項を記載した基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

- 2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。
- 3 基金は、基本方針と整合的な運用指針を作成し、基金資産運用機関に交付しなければならない。ただし、生命保険契約であって、当該契約の全部において保険業法（平成7年法律第105号）第116条第1項に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものの相手方については、この限りでない。

#### (分散投資義務)

第85条 基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用しなければならない。

#### (政策的資産構成割合)

第86条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

- 2 基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する職員を置くよう努めなければならない。

#### (資産の状況の確認)

第87条 基金は、毎事業年度の末日において、第81条第1項の規定による運用に係る資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第88条 基金は、基金資産運用契約（第81条第1項の規定により締結される同項各号に掲げる契約をいう。）に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

## 第10章 年金通算

### 第1節 脱退一時金相当額の移換

(中途脱退者の選択)

第89条 基金は、基金の中途脱退者（基金の加入者の資格を喪失した者であつて、第62条第1号に該当する者をいう。以下同じ。）が基金の加入者の資格を喪失したときに、当該基金の中途脱退者に、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換を行う。

(1) 速やかに脱退一時金を受給すること。

(2) 第93条第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を企業年金連合会（厚生年金保険法第149条第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）へ移換することを申出ること。

(3) 基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金を受給すること。

(4) 第93条第1項の規定に基づき、基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金相当額を企業年金連合会へ移換することを申出ること。

2 前項第3号又は第4号を選択した中途脱退者が、その加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過するまでの間に、脱退一時金を受給すること又は次条第1項、第91条第1項、第92条第1項若しくは第93条第1項の規定により脱退一時金相当額を移換することを申し出た場合には、前項の規定による選択にかかわらず、基金は、当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換をする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第90条 基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金（以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。）の加入者の資格を取得した場合であつて、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、基金に移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等（資産管理運用機関及び企業年金基金をいう。以下同じ。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 基金は、前項の申出があつたときは、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を、当該申出があつた日以後2月以内に移換する。

3 第1項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は移換先確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算し

て3月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他当該日までに申し出ないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日まで、当該申出を行うことができる。

- 4 基金は、脱退一時金相当額を移換したときは、基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第91条 基金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であって、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、基金に当該厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 基金は、前項の申出があったときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を、当該申出があった日以後2月以内に移換する。
- 3 第1項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他当該日までに申し出ないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日まで、当該申出を行うことができる。
- 4 基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第92条 基金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。）の資格を取得したときは、基金に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下この条において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を、当該申出があった日以後2月以内に移換する。
- 3 第1項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該企業型年金加入者若しくは個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他当該日までに申し出ないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日まで、当該申出を行うことができ

る。

- 4 基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(企業年金連合会への脱退一時金相当額の移換)

第93条 基金の中途脱退者は、基金に脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換を申し出ることができる。

- 2 基金は、前項の申出があったときは、企業年金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を、当該申出があった日以後2月以内に移換する。
- 3 第1項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他当該日までに申し出ないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日まで、当該申出を行うことができる。
- 4 基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(中途脱退者への基金の説明義務)

第94条 基金は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失したときは、第90条第1項、第91条第1項、第92条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、基金の中途脱退者に説明しなければならない。

## 第2節 給付の支給に関する権利義務の移転及び承継

(他の確定給付企業年金への給付の支給に関する権利義務の移転)

第95条 この基金は、この基金の加入者及び社員である加入者であった者が、当該加入者の資格を喪失した日の翌日に三菱化学株式会社が実施する確定給付企業年金（関規第000602号。以下この条において「承継確定給付企業年金」という。）の加入者となるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、同日に、当該加入者及び社員である加入者であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継確定給付企業年金に移転する。ただし、加入者及び社員である加入者であった者が、権利義務の移転に同意しなかった場合は、この限りでない。

2 前項の規定により給付の支給に関する権利義務を移転する場合には、基金は、当該権利義務の移転があった日の属する月の翌月末日までに、承継確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該加入者に係る仮想個人勘定残高に相当する額を移換する。

(他の確定給付企業年金からの給付の支給に関する権利義務の承継)

第96条 この基金は、三菱化学株式会社が実施する確定給付企業年金（以下この条において「移転確定給付企業年金」という。）の加入者が、この基金の実施事業所の社員となったときは、厚生労働大臣の認可を受けて、同日に、当該加入者の給付の支給に関する権利義務を移転確定給付企業年金から承継し、この基金の加入者の資格を取得する。ただし、当該移転確定給付企業年金の加入者が、権利義務の承継に同意しなかった場合は、この限りでない。

2 前項の規定により給付の支給に関する権利義務が承継される場合には、基金は、移転確定給付企業年金の資産管理運用機関等から当該加入者に係る積立金の移換を受ける。

3 第1項の規定により移転確定給付企業年金から給付の支給に関する権利義務が承継された加入者（以下「権利義務承継加入者」という。）が、加入者となることを希望しない場合は、加入者となった日においてこの基金の加入者の資格を喪失する。

4 権利義務承継加入者に係る加入者期間は、第42条の規定にかかわらず、この基金の加入者期間と、移転確定給付企業年金における実施事業所に使用されるに至った日から移転確定給付企業年金の加入者の資格を喪失するまでの期間とを合算した期間とする。

5 権利義務承継加入者が、この基金の加入者となった日における仮想個人勘定残高は、移転確定給付企業年金の仮想個人勘定残高とする。

## 第11章 解散及び清算

### (解散)

第97条 基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。

- (1) 法第85条第1項の認可があったとき。
- (2) 法第102条第6項の規定による基金の解散の命令があったとき。

### (解散時の掛金一括拋出)

第98条 基金が解散する場合において、当該解散する日における積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は、当該下回る額を掛金として一括拋出する。

### (支給義務の消滅)

第99条 基金は、基金が解散したときは、基金の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給、又は第90条第2項、第91条第2項、第92条第2項若しくは第93条第2項の規定により解散した日までに移換すべきであった脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

### (清算人)

第100条 基金が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。
  - (1) 前項の規定により清算人となる者がいないとき。
  - (2) 第97条第2号の規定により基金が解散したとき。
  - (3) 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。
- 3 清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。

### (残余財産の分配)

第101条 基金が解散した場合に、残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配しなければならない。

- 2 前項の規定により残余財産を分配する場合において、各終了制度加入者等に分配する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 残余財産の額が、基金が解散した日（以下この条において「終了日」という。）を

事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額（以下この条において「終了日の最低積立基準額」という。）を上回る場合

次に掲げる額を合算した額

イ 各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額

ロ 残余財産の額から終了日の最低積立基準額を控除した額に、次の（イ）に掲げる額を（ロ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

（イ）各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額

（ロ）終了日の最低積立基準額

（2）残余財産の額が、終了日の最低積立基準額以下である場合

残余財産の額に次のイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

イ 各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額

ロ 終了日の最低積立基準額

3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等にその全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

（企業年金連合会への残余財産の移換）

第102条 終了制度加入者等（基金が解散した日において基金が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条において同じ。）は、清算人に、残余財産（前条第1項の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条において同じ。）の企業年金連合会への移換を申し出ることができる。

2 基金は、前項の申出があったときは、企業年金連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。

3 企業年金連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

## 第12章 雑則

### (業務の委託)

第103条 基金は、三菱UFJ信託銀行株式会社に次に掲げる業務を委託する。

- (1) 給付の支給に関する業務
- (2) 掛金の額の計算に関する業務
- (3) 年金数理に関する業務
- (4) 加入者等の記録の管理に関する業務

2 基金は、前項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を三菱UFJ信託銀行株式会社に委託することができる。

- (1) 年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）
- (2) 年金財政に関するコンサルティング業務
- (3) 年金資産の運用に関するコンサルティング業務

### (事業年度)

第104条 基金の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

### (業務概況の周知)

第105条 基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度1回以上、当該時点における次の各号に掲げる事項（第2号から第6号までに掲げる事項にあつては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。）を加入者に周知することとする。

- (1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- (2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- (3) 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- (4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立額の概況
- (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- (7) 基本方針の概要
- (8) その他基金の事業に係る重要事項

2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- (1) 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
  - (2) 書面を加入者に交付する方法
  - (3) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
  - (4) その他周知が確実に行われる方法
- 3 基金は、周知事項について、加入者以外の者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。

(届出)

- 第106条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内にその旨を基金に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、基金に提出することによって行う。

(受給手続)

- 第107条 基金による給付を受ける者は、基金に第47条に定める書類のほか、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、基金が制度の運営に支障を及ぼさないと認めるときは、その一部の書類の提出を省略することができる。
- (1) 給付の受領方法についての届
  - (2) 年金給付を受ける場合において自己の住所及び印鑑についての届
  - (3) 所得税法（昭和40年法律第33号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）で定める必要な申告書
- 2 前項による届出を行った事項について変更のあったときは、速やかに基金に届け出なければならない。

(報告書の提出)

- 第108条 基金は、毎事業年度終了後4月以内に、事業及び決算に関する報告書を作成し、地方厚生（支）局長に提出するものとする。
- 2 前項の事業報告書には、次の各号に掲げる事項を記載する。
- (1) 加入者及び給付の種類ごとの受給権者に関する事項
  - (2) 給付の支給状況及び掛金の拠出状況に関する事項
  - (3) 積立金の運用に関する事項
  - (4) 受託業務の委託先及び当該委託の内容に関する事項
- 3 第1項の決算に関する報告書は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 貸借対照表
  - (2) 損益計算書

(3) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類

- 4 基金は、第1項の書類を基金の事務所及び実施事業所に備え付けて置くものとする。
- 5 加入者又は加入者であった者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第109条 基金が厚生労働大臣あてに提出する規則第116条第1項各号に規定する年金数理に関する業務に係る書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(実施事業所の減少に係る掛金の一括抛)

第110条 基金の実施事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る事業所(以下「減少実施事業所」という。)の事業主は、次の各号に掲げる額を合算した額を、掛金として一括して抛ししなければならない。

- (1) 特別掛金額の予想額の現価
- (2) 繰越不足額

2 前項各号に掲げる額は、次の各号により計算される額とする。

(1) 前項第1号に掲げる額

減少実施事業所が減少する日(以下「減少日」という。)直前の財政決算日(減少日が直前の財政決算日から4月を経過していない場合は前々事業年度の財政決算日とし、さらに、財政決算日以降に財政計算を行っている場合は当該財政計算の計算基準日とする。以下「直前の財政決算日」という。)における減少実施事業所の加入者に係る標準給与の1.2倍に、直前の財政決算日の特別掛金収入現価算出に用いる特別掛金率と、減少日における残余償却年数に対応する別表第3に定める年金現価率を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる額

直前の財政決算日の繰越不足金の額に、直前の財政決算日から減少日前月の末日までの月数に対応する予定利率による付利率と、直前の財政決算日における基金の標準給与の総額に対する減少実施事業所の加入者に係る標準給与の割合を乗じて得た額

3 第1項に定める掛金は全額事業主が負担する。

(分割時又は権利義務移転時の資産分割)

第111条 基金が、次の各号に掲げる分割又は権利義務の移転（以下この条において「権利義務移転等」という。）のいずれかを行う場合にあつては、基金は、基金の積立金のうち、権利義務移転等を行う者に係る積立金の額を移換するものとする。

(1) 法第77条に規定する基金の分割

(2) 法第79条第1項に規定する他の確定給付企業年金への権利義務移転（同項に規定する政令で定める場合を除く。）

(3) 法第107条第1項に規定する厚生年金基金への権利義務移転（同項に規定する政令で定める場合を除く。）

2 前項の権利義務移転等を行う者に係る積立金の額は、次の各号に規定する方法のうち、権利義務移転等を行うときに基金が選択したいずれかの方法による額とする。

(1) 規則第87条の2第1項第1号による方法

(2) 規則第87条の2第1項第2号による方法

3 前項第1号による方法の額は、権利義務移転等の日の前日における積立金の額に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(1) 権利義務移転等の日の前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は権利義務移転等を行う日が属する事業年度の前事業年度末日のうち、権利義務移転等を行うときに基金が選択したいずれかの日（以下この条において「基準日」という。）における、権利義務移転等に係る者の移換額算定基礎額（規則第87条の2第1項第1号イからニまでのうち、権利義務移転等を行うときに基金が選択したいずれかの額をいう。以下この条において同じ。）

(2) 基準日における、基金の移換額算定基礎額

4 第2項第2号による方法の額は、移換額算定基礎額に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 権利義務移転等の日の前日における積立金の額が、基準日における基金の移換額算定基礎額を上回る場合

権利義務移転等の日の前日における積立金の額に、次のイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

イ 基準日における、権利義務移転等に係る者の移換額算定基礎額

ロ 基準日における、基金の移換額算定基礎額

(2) 権利義務移転等の日の前日における積立金の額が、基準日における基金の移換額算定基礎額以下の場合

次のイ及びロに掲げる者の区分に応じて、当該イ及びロを合算した額

イ 基準日における受給権者及び加入者期間が20年以上である加入者であった者（以下この号において「受給権者等」という。）

基準日における権利義務移転等に係る受給権者等の移換額算定基礎額。ただし、基準日における基金の受給権者等の移換額算定基礎額が、権利義務移転等の日の

前日における積立金の額を上回っている場合にあっては、当該積立金の額に、次の（イ）に掲げる額を（ロ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

（イ） 基準日における、権利義務移転等に係る受給権者等の移換額算定基礎額

（ロ） 基準日における、基金の受給権者等の移換額算定基礎額

ロ 基準日における加入者（受給権者等を除く。以下ロにおいて同じ。）

権利義務移転等の日の前日における積立金の額から、本号イ（ロ）に定める額を控除して得た額に、次の（イ）に掲げる額を（ロ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

（イ） 基準日における、権利義務移転等に係る加入者の移換額算定基礎額

（ロ） 基準日における、基金の加入者の移換額算定基礎額

（法令の適用）

第112条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続きその他の執行については、法、令及び規則並びに関係法令及び通知の規定するところによる。

## 附 則

### (施行日)

第1条 この規約は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (企業年金基金の合併)

第2条 この基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、施行日に、三菱ウェルファーマ企業年金基金（近基第000622号）を合併し、当該企業年金基金に係る権利義務を承継する。

### (代議員及び役員を選任及び任期に関する経過措置)

第3条 施行日の前日において、この規約による変更前の田辺製薬企業年金基金規約（以下「旧規約」という。）又は旧三菱ウェルファーマ企業年金基金規約（施行日前日において効力を有する三菱ウェルファーマ企業年金基金規約をいう。以下同じ。）に係る代議員、理事又は監事である者は、第8条第1項又は第27条第1項の規定にかかわらず、施行日においてその任期が満了したものとみなし、改めて、この規約による変更後の田辺三菱製薬企業年金基金規約（以下「新規約」という。）に基づき代議員、理事又は監事となる者を選定又は互選する。

### (加入者に関する経過措置)

第4条 施行日の前日において旧規約による加入者（施行日の前日において当該加入者の資格を喪失する者を除く。）である者は、第39条及び第40条の規定にかかわらず、新規約による加入者とする。

2 施行日の前日において三菱ウェルファーマ企業年金基金の加入者（施行日の前日において当該加入者の資格を喪失する者を除く。）である者は、第39条及び第40条の規定にかかわらず、施行日に、この基金の加入者とする。

3 前2項の規定による加入者のほか、第39条に規定する加入者のうち第40条に規定する加入者の資格取得日を経過している者は、同条の規定にかかわらず、施行日にこの基金の加入者とする。

4 第1項の規定による加入者のうち、施行日において加入者となることを希望しなかった者は、同日に加入者の資格を喪失する。

### (加入者期間に関する経過措置)

第5条 前条第1項の規定による加入者に係る加入者期間を計算する場合には、旧規約により計算した施行日の前日までの加入者期間を第42条に定める加入者期間に算入する。

- 2 前条第2項の規定による加入者に係る加入者期間を計算する場合には、旧三菱ウェルファーマ企業年金基金規約により計算した施行日の前日までの加入者期間を第42条に定める加入者期間に算入する。
- 3 前条第3項の規定による加入者に係る加入者期間を計算する場合には、第42条の規定にかかわらず、当該加入者が社員となった日の属する月から施行日の属する月の前月までの期間から休職となった期間を控除した期間を第42条に定める加入者期間に算入する。ただし、旧規約第40条第2号に該当する者が、施行日に基金の加入者となった場合を除く。
- 4 旧三菱ウェルファーマ企業年金基金規約附則第8条第1項に規定する前払退職金制度を選択している者（以下「旧三菱ウェルファーマ前払退職金制度選択者」という。）が、加入者となることを希望した場合の加入者期間は、旧三菱ウェルファーマ企業年金基金規約附則第8条第5項に定める加算適用加入員であった期間を合算する。

（仮想個人勘定残高に関する経過措置）

第6条 施行日における仮想個人勘定残高は、実施事業所ごとに次の表に掲げる額とする。

実施事業所	仮想個人勘定残高
田辺三菱製薬株式会社	退職金規則第9条に定める額
田辺三菱製薬工場株式会社（旧規約に定める実施事業所たる山口田辺製薬株式会社に使用されていた者を除く。）	退職金規則第9条に定める額
田辺三菱製薬工場株式会社（旧規約に定める実施事業所たる山口田辺製薬株式会社に使用されていた者）	零
MPロジスティクス株式会社	退職金規則第8条に定める額
株式会社ベネシス	退職金規則第8条に定める額

- 2 前項の表中に掲げる退職金規則とは、平成21年4月1日現在において効力を有する実施事業所ごとの退職金規則をいう（以下同じ。）。
- 3 施行日から平成22年3月末日までの期間における利息相当額の算定にあたっては、第44条第3項第1号中「前事業年度末」を「施行日」と読み替える。

（再評価率に関する経過措置）

第7条 附則第4条第4項の規定により加入者の資格を喪失した者（加入者となることを希望しなかったことにより加入者の資格を喪失した旧基金加入者に限る。）及び旧三菱ウェルファーマ前払退職金制度選択者に係る再評価率は、第44条第4項及び第5項の規定によるものとする。

(給付に関する経過措置)

第8条 施行日の前日において、旧規約又は旧三菱ウェルファーマ企業年金基金規約による受給権を有する者（施行日における実施事業所の社員である旧三菱ウェルファーマ前払退職金制度選択者を除く。）に係る給付（その者の遺族に係る給付を含む。）については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において旧三菱ウェルファーマ企業年金基金規約による受給権を有する者のうち、平成15年10月以降に受給権を取得したもの（施行日における実施事業所の社員である旧三菱ウェルファーマ前払退職金制度選択者を除く。）に支給する年金給付に係る指標利率は、平成26年3月末日までの間は、1.46%とする。

3 施行日の前日において旧三菱ウェルファーマ企業年金基金規約による受給権を有する者のうち、平成15年10月以降に受給権を取得したもの（施行日における実施事業所の社員である旧三菱ウェルファーマ前払退職金制度選択者を除く。）に支給する年金額は、施行日以降初回は平成26年4月1日に、以後は新規約による財政再計算基準日を含む事業年度の翌々事業年度の4月1日ごとに改定する。

(旧山口田辺製薬加入者であった者に関する特例)

第9条 田辺三菱製薬工場株式会社に使用される加入者のうち、旧規約に定める実施事業所たる山口田辺製薬株式会社に使用されていた者（以下「旧山口田辺製薬加入者」という。）に係る給付の額の算定にあたっては、仮想個人勘定残高のほかに経過措置仮想個人勘定残高を使用する。

2 経過措置仮想個人勘定残高の額は、第44条及び附則第6条第3項の規定を準用する。この場合において、同条中「仮想個人勘定残高」とあるのを「経過措置仮想個人勘定残高」と読み替え、持分付与額に該当する額は零とする。

3 施行日における経過措置仮想個人勘定残高は、平成21年4月1日現在において効力を有する田辺三菱製薬工場株式会社の退職金規則第9条に定める額とする。

4 旧山口田辺製薬加入者に支給する第1標準年金額は、第48条第1号中「年金給付の支給を開始するとき（以下「年金支給開始時」という。）の仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額」とあるのを「年金支給開始時の仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額と経過措置仮想個人勘定残高を合算した額」と読み替える。

5 旧山口田辺製薬加入者に支給する老齢給付金のうち第1年金の額は、第59条第2項第1号及び第3項第1号中「年金支給開始時の仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額」とあるのを「年金支給開始時の仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額と経過措置仮想個人勘定残高を合算した額」と読み替え、第60条第4項第1号イ中「仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額」とあるのを「仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額と経過措置仮想個人勘定残高を合算した額」と第5項中「前条第2項第1号 又は第

3項第1号」とあるのを「前条第2項第1号又は第3項第1号（附則第9条第5項により読み替えられた額を含む。）」とそれぞれ読み替え、第65条第1項中「第59条（一時金として支給する第1年金にあつては第60条。」とあるのを「第59条（一時金として支給する第1年金にあつては第60条（附則第9条第5項により読み替えられた額を含む。）」と読み替える。

- 6 旧山口田辺製薬加入者に支給する第1脱退一時金の額は、第63条第1号中「仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額」とあるのを「仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額と経過措置仮想個人勘定残高を合算した額」と読み替え、第64条第3項第1号中「仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額」とあるのを「仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額と経過措置仮想個人勘定残高を合算した額」と読み替える。
- 7 旧山口田辺製薬加入者に支給する第1遺族一時金の額は、第69条第2項第1号及び第3項第1号中「仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額」とあるのを「仮想個人勘定残高に0.5を乗じて得た額と経過措置仮想個人勘定残高を合算した額」と読み替える。

（支払期日に関する特例）

第10条 基金が田辺製薬厚生年金基金（法第112条第4項の規定により消滅した田辺製薬厚生年金基金をいう。以下同じ。）から承継した給付、三菱ウェルファーマ企業年金基金が三菱ウェルファーマ厚生年金基金（法第112条第4項の規定により消滅した三菱ウェルファーマ厚生年金基金をいう。以下同じ。）から承継した給付及び東京田辺製薬企業年金基金が東京田辺製薬厚生年金基金（法第112条第4項の規定により消滅した東京田辺製薬厚生年金基金をいう。以下同じ。）から承継した給付であつて、第1号に定める給付のうち第2号に定める給付以外の給付（以下「独自給付」という。）の支払期日は、2月、4月、6月、8月、10月及び12月の各1日（当該支払日が金融機関の休業日である場合は翌営業日とする。）とし、それぞれの支払日にその8月前から7月前までの分を支払う。

- (1) 田辺製薬厚生年金基金、三菱ウェルファーマ厚生年金基金又は東京田辺製薬厚生年金基金の基本年金額のうち代行年金額に相当する部分の給付
  - (2) 平成14年3月以前に田辺製薬厚生年金基金、三菱ウェルファーマ厚生年金基金又は東京田辺製薬厚生年金基金の受給権を取得した承継受給権者のうち、男子にあつては昭和28年4月2日以降に生まれた者又は女子にあつては昭和33年4月2日以降に生まれた者が、60歳に達した日の属する月の翌月からその者が65歳（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第8条の2の規定に該当する者にあつては、同条に定める年齢。）に達した日（当該達した日までにその者が死亡したときは死亡した日）の属する月までの期間に支給する代行年金額に相当する給付
- 2 施行日前に独自給付を受給している者が希望したときの独自給付の支払期日は、前項の規定に関わらず、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第11条 平成21年3月までの月に係る掛金については、なお従前の例による。

(最低保全給付に関する経過措置)

第12条 附則第4条第4項の規定により加入者の資格を喪失した者及び旧三菱ウェルファーマ前払退職金制度選択者で、加入者期間が20年未満のものに係る最低保全給付は、その者が基準日において実施事業所に使用されなくなったときに支給されることとなる脱退一時金の額とする。

附 則

この規約は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第3条については、平成21年10月19日から施行する。

## 別表第1

## 指標利率と支給期間に応じた年金現価率表

指標 利率	支給期間			指標 利率	支給期間		
	10年	15年	18年／終身		10年	15年	18年／終身
1.3%	9.3710	13.6217	16.0434	3.5%	8.4371	11.6842	13.3807
1.4	9.3252	13.5235	15.9060	3.6	8.3981	11.6063	13.2759
1.5	9.2797	13.4264	15.7702	3.7	8.3594	11.5291	13.1722
1.6	9.2345	13.3303	15.6362	3.8	8.3210	11.4527	13.0699
1.7	9.1897	13.2352	15.5038	3.9	8.2829	11.3771	12.9687
1.8	9.1452	13.1411	15.3731	4.0	8.2450	11.3023	12.8687
1.9	9.1010	13.0480	15.2440	4.1	8.2075	11.2282	12.7699
2.0	9.0572	12.9559	15.1165	4.2	8.1702	11.1548	12.6722
2.1	9.0136	12.8648	14.9906	4.3	8.1331	11.0822	12.5757
2.2	8.9705	12.7746	14.8662	4.4	8.0963	11.0104	12.4803
2.3	8.9276	12.6854	14.7433	4.5	8.0598	10.9392	12.3860
2.4	8.8850	12.5971	14.6220	4.6	8.0236	10.8687	12.2929
2.5	8.8428	12.5097	14.5022	4.7	7.9876	10.7990	12.2008
2.6	8.8009	12.4233	14.3838	4.8	7.9518	10.7299	12.1097
2.7	8.7592	12.3377	14.2668	4.9	7.9163	10.6615	12.0198
2.8	8.7179	12.2530	14.1513	5.0	7.8811	10.5938	11.9308
2.9	8.6769	12.1692	14.0372	5.1	7.8461	10.5268	11.8429
3.0	8.6362	12.0863	13.9244	5.2	7.8113	10.4604	11.7560
3.1	8.5958	12.0042	13.8131	5.3	7.7768	10.3947	11.6700
3.2	8.5557	11.9230	13.7030	5.4	7.7426	10.3297	11.5851
3.3	8.5159	11.8426	13.5943	5.5	7.7086	10.2652	11.5011
3.4	8.4763	11.7630	13.4869				

別表第2

残余支給期間に応じた年金現価率表

残余支給期間 (年)	指標利率				
	1.3%	1.4%	1.5%	1.6%	1.7%
18	16.0434	15.9060	15.7702	15.6362	15.5038
17	15.2466	15.1228	15.0006	14.8797	14.7603
16	14.4394	14.3287	14.2193	14.1111	14.0042
15	13.6217	13.5235	13.4264	13.3303	13.2352
14	12.7934	12.7070	12.6216	12.5369	12.4531
13	11.9543	11.8791	11.8046	11.7309	11.6578
12	11.1043	11.0396	10.9755	10.9119	10.8489
11	10.2433	10.1883	10.1339	10.0799	10.0263
10	9.3710	9.3252	9.2797	9.2345	9.1897
9	8.4874	8.4499	8.4126	8.3756	8.3388
8	7.5924	7.5624	7.5326	7.5030	7.4735
7	6.6857	6.6624	6.6393	6.6164	6.5935
6	5.7672	5.7499	5.7327	5.7156	5.6985
5	4.8368	4.8246	4.8124	4.8004	4.7884
4	3.8942	3.8863	3.8784	3.8705	3.8627
3	2.9395	2.9349	2.9303	2.9258	2.9213
2	1.9723	1.9702	1.9681	1.9660	1.9639
1	0.9925	0.9919	0.9914	0.9908	0.9902
0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

(注) 残余支給期間に1年未満の端数が生じた場合の率は、次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた率…B

率 =  $A + (B - A) \times \text{端数月数} \div 12$

(小数点以下第5位を四捨五入)

残余支給期間 (年)	指標利率				
	1.8%	1.9%	2.0%	2.1%	2.2%
18	15.3731	15.2440	15.1165	14.9906	14.8662
17	14.6423	14.5257	14.4105	14.2966	14.1841
16	13.8984	13.7938	13.6904	13.5882	13.4870
15	13.1411	13.0480	12.9559	12.8648	12.7746
14	12.3702	12.2881	12.2067	12.1262	12.0465
13	11.5854	11.5136	11.4426	11.3722	11.3024
12	10.7864	10.7245	10.6631	10.6023	10.5420
11	9.9731	9.9204	9.8681	9.8162	9.7648
10	9.1452	9.1010	9.0572	9.0136	8.9705
9	8.3023	8.2660	8.2300	8.1942	8.1587
8	7.4443	7.4152	7.3863	7.3576	7.3290
7	6.5708	6.5482	6.5257	6.5034	6.4811
6	5.6816	5.6647	5.6479	5.6312	5.6146
5	4.7764	4.7645	4.7526	4.7408	4.7290
4	3.8549	3.8471	3.8393	3.8316	3.8239
3	2.9168	2.9123	2.9078	2.9034	2.8989
2	1.9618	1.9597	1.9577	1.9556	1.9536
1	0.9897	0.9891	0.9885	0.9880	0.9874
0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

(注) 残余支給期間に1年未満の端数が生じた場合の率は、次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた率…B

率 =  $A + (B - A) \times \text{端数月数} \div 12$

(小数点以下第5位を四捨五入)

残余支給期間 (年)	指標利率				
	2.3%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%
18	14.7433	14.6220	14.5022	14.3838	14.2668
17	14.0729	13.9630	13.8543	13.7470	13.6408
16	13.3870	13.2881	13.1903	13.0936	12.9980
15	12.6854	12.5971	12.5097	12.4233	12.3377
14	11.9676	11.8895	11.8121	11.7355	11.6596
13	11.2333	11.1649	11.0970	11.0298	10.9633
12	10.4822	10.4229	10.3641	10.3058	10.2481
11	9.7137	9.6631	9.6128	9.5630	9.5136
10	8.9276	8.8850	8.8428	8.8009	8.7592
9	8.1234	8.0883	8.0535	8.0189	7.9846
8	7.3007	7.2725	7.2445	7.2166	7.1889
7	6.4590	6.4371	6.4152	6.3935	6.3719
6	5.5981	5.5816	5.5652	5.5489	5.5327
5	4.7173	4.7056	4.6940	4.6824	4.6709
4	3.8162	3.8086	3.8010	3.7934	3.7858
3	2.8945	2.8900	2.8856	2.8812	2.8768
2	1.9515	1.9495	1.9474	1.9454	1.9433
1	0.9868	0.9863	0.9857	0.9852	0.9846
0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

(注) 残余支給期間に1年未満の端数が生じた場合の率は、次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた率…B

率 =  $A + (B - A) \times \text{端数月数} \div 12$

(小数点以下第5位を四捨五入)

残余支給期間 (年)	指標利率				
	2.8%	2.9%	3.0%	3.1%	3.2%
18	14.1513	14.0372	13.9244	13.8131	13.7030
17	13.5359	13.4322	13.3297	13.2284	13.1283
16	12.9033	12.8098	12.7172	12.6257	12.5351
15	12.2530	12.1692	12.0863	12.0042	11.9230
14	11.5845	11.5101	11.4365	11.3635	11.2913
13	10.8973	10.8319	10.7671	10.7029	10.6393
12	10.1908	10.1340	10.0777	10.0219	9.9666
11	9.4645	9.4159	9.3676	9.3197	9.2722
10	8.7179	8.6769	8.6362	8.5958	8.5557
9	7.9504	7.9165	7.8829	7.8494	7.8162
8	7.1614	7.1341	7.1069	7.0799	7.0531
7	6.3504	6.3290	6.3077	6.2866	6.2655
6	5.5166	5.5005	5.4845	5.4686	5.4528
5	4.6594	4.6480	4.6366	4.6253	4.6140
4	3.7783	3.7708	3.7633	3.7558	3.7484
3	2.8725	2.8681	2.8638	2.8594	2.8551
2	1.9413	1.9393	1.9373	1.9352	1.9332
1	0.9841	0.9835	0.9829	0.9824	0.9818
0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

(注) 残余支給期間に1年未満の端数が生じた場合の率は、次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた率…B

率 =  $A + (B - A) \times \text{端数月数} \div 12$

(小数点以下第5位を四捨五入)

残余支給期間 (年)	指標利率				
	3.3%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%
18	13.5943	13.4869	13.3807	13.2759	13.1722
17	13.0292	12.9314	12.8346	12.7389	12.6443
16	12.4456	12.3570	12.2693	12.1826	12.0968
15	11.8426	11.7630	11.6842	11.6063	11.5291
14	11.2197	11.1489	11.0787	11.0092	10.9404
13	10.5763	10.5139	10.4520	10.3907	10.3299
12	9.9117	9.8573	9.8033	9.7498	9.6968
11	9.2251	9.1783	9.1319	9.0859	9.0402
10	8.5159	8.4763	8.4371	8.3981	8.3594
9	7.7832	7.7504	7.7179	7.6855	7.6534
8	7.0264	6.9999	6.9735	6.9473	6.9213
7	6.2446	6.2238	6.2031	6.1825	6.1621
6	5.4370	5.4213	5.4057	5.3902	5.3748
5	4.6028	4.5916	4.5805	4.5694	4.5583
4	3.7410	3.7336	3.7263	3.7190	3.7117
3	2.8508	2.8465	2.8422	2.8379	2.8337
2	1.9312	1.9292	1.9272	1.9252	1.9232
1	0.9813	0.9807	0.9802	0.9796	0.9791
0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

(注) 残余支給期間に1年未満の端数が生じた場合の率は、次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた率…B

率 =  $A + (B - A) \times \text{端数月数} \div 12$

(小数点以下第5位を四捨五入)

残余支給期間 (年)	指標利率				
	3.8%	3.9%	4.0%	4.1%	4.2%
18	13.0699	12.9687	12.8687	12.7699	12.6722
17	12.5508	12.4583	12.3669	12.2765	12.1871
16	12.0120	11.9281	11.8450	11.7629	11.6816
15	11.4527	11.3771	11.3023	11.2282	11.1548
14	10.8722	10.8047	10.7378	10.6716	10.6060
13	10.2696	10.2100	10.1508	10.0922	10.0341
12	9.6442	9.5920	9.5403	9.4890	9.4381
11	8.9949	8.9500	8.9054	8.8611	8.8172
10	8.3210	8.2829	8.2450	8.2075	8.1702
9	7.6215	7.5898	7.5583	7.5270	7.4959
8	6.8954	6.8697	6.8441	6.8187	6.7934
7	6.1417	6.1215	6.1013	6.0813	6.0614
6	5.3594	5.3441	5.3288	5.3137	5.2986
5	4.5473	4.5364	4.5255	4.5146	4.5038
4	3.7044	3.6972	3.6899	3.6827	3.6756
3	2.8294	2.8252	2.8210	2.8168	2.8126
2	1.9212	1.9193	1.9173	1.9153	1.9134
1	0.9785	0.9780	0.9774	0.9769	0.9764
0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

(注) 残余支給期間に1年未満の端数が生じた場合の率は、次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた率…B

率 =  $A + (B - A) \times \text{端数月数} \div 12$

(小数点以下第5位を四捨五入)

残余支給期間 (年)	指標利率				
	4.3%	4.4%	4.5%	4.6%	4.7%
18	12.5757	12.4803	12.3860	12.2929	12.2008
17	12.0987	12.0113	11.9248	11.8393	11.7548
16	11.6012	11.5216	11.4429	11.3649	11.2879
15	11.0822	11.0104	10.9392	10.8687	10.7990
14	10.5410	10.4766	10.4129	10.3497	10.2871
13	9.9765	9.9194	9.8629	9.8068	9.7512
12	9.3877	9.3377	9.2881	9.2389	9.1901
11	8.7736	8.7304	8.6875	8.6449	8.6026
10	8.1331	8.0963	8.0598	8.0236	7.9876
9	7.4651	7.4344	7.4039	7.3736	7.3436
8	6.7683	6.7433	6.7185	6.6938	6.6693
7	6.0416	6.0218	6.0022	5.9827	5.9633
6	5.2836	5.2686	5.2538	5.2390	5.2242
5	4.4930	4.4823	4.4716	4.4609	4.4503
4	3.6684	3.6613	3.6542	3.6471	3.6401
3	2.8084	2.8042	2.8001	2.7959	2.7918
2	1.9114	1.9094	1.9075	1.9055	1.9036
1	0.9758	0.9753	0.9747	0.9742	0.9736
0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

(注) 残余支給期間に1年未満の端数が生じた場合の率は、次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた率…B

率 =  $A + (B - A) \times \text{端数月数} \div 12$

(小数点以下第5位を四捨五入)

残余支給期間 (年)	指標利率				
	4.8%	4.9%	5.0%	5.1%	5.2%
18	12.1097	12.0198	11.9308	11.8429	11.7560
17	11.6712	11.5885	11.5067	11.4258	11.3458
16	11.2116	11.1361	11.0614	10.9875	10.9144
15	10.7299	10.6615	10.5938	10.5268	10.4604
14	10.2251	10.1637	10.1029	10.0426	9.9829
13	9.6961	9.6415	9.5874	9.5338	9.4806
12	9.1417	9.0937	9.0462	8.9989	8.9521
11	8.5607	8.5191	8.4778	8.4369	8.3962
10	7.9518	7.9163	7.8811	7.8461	7.8113
9	7.3137	7.2840	7.2545	7.2252	7.1961
8	6.6449	6.6207	6.5966	6.5726	6.5488
7	5.9441	5.9249	5.9058	5.8868	5.8679
6	5.2096	5.1950	5.1804	5.1660	5.1516
5	4.4398	4.4293	4.4188	4.4084	4.3980
4	3.6331	3.6261	3.6191	3.6122	3.6053
3	2.7877	2.7835	2.7794	2.7754	2.7713
2	1.9016	1.8997	1.8978	1.8959	1.8939
1	0.9731	0.9726	0.9720	0.9715	0.9710
0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

(注) 残余支給期間に1年未満の端数が生じた場合の率は、次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた率…B

率 =  $A + (B - A) \times \text{端数月数} \div 12$

(小数点以下第5位を四捨五入)

残余支給期間 (年)	指標利率		
	5.3%	5.4%	5.5%
18	11.6700	11.5851	11.5011
17	11.2667	11.1884	11.1110
16	10.8420	10.7703	10.6994
15	10.3947	10.3297	10.2652
14	9.9238	9.8652	9.8071
13	9.4279	9.3756	9.3238
12	8.9057	8.8596	8.8140
11	8.3558	8.3158	8.2761
10	7.7768	7.7426	7.7086
9	7.1672	7.1384	7.1099
8	6.5251	6.5016	6.4782
7	5.8491	5.8304	5.8118
6	5.1373	5.1230	5.1088
5	4.3877	4.3774	4.3671
4	3.5984	3.5915	3.5846
3	2.7672	2.7632	2.7591
2	1.8920	1.8901	1.8882
1	0.9704	0.9699	0.9694
0	0.0000	0.0000	0.0000

(注) 残余支給期間に1年未満の端数が生じた場合の率は、次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた率…B

率 =  $A + (B - A) \times \text{端数月数} \div 12$

(小数点以下第5位を四捨五入)

別表第3

残余償却期間別年金現価率 (利率2.5%)

残余償却年数	年金現価率
0年	0.0000
1	0.9878
2	1.9515
3	2.8917
4	3.8090
5	4.7039
6	5.5770
7	6.4288
8	7.2598
9	8.0705
10	8.8615
11	9.6331
12	10.3860
13	11.1205
14	11.8370
15	12.5361
16	13.2182
17	13.8836
18	14.5328
19	15.1661
20	15.7840

(注) 残余償却年数に1年未満の端数が生じたときの率は次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた率…B

率 =  $A + (B - A) \times \text{端数月数} \div 12$

(小数点以下第5位を四捨五入)